



2020年4月30日

第一商品株式会社 御中

## 調査報告書

第一商品株式会社第三者委員会

委員長 弁護士 西中 克己

委員 弁護士 大塚 和紀

委員 公認会計士 林 令史

第1 調査の概要	1
1. 第三者委員会設置の経緯	1
2. 調査の目的	1
3. 当委員会の構成	1
4. 当委員会の運営方針・準則	2
第2 調査手続の概要	3
1. 調査実施期間	3
2. 調査対象期間	3
3. 当委員会の調査方針	3
4. 実施した調査手続の概要	3
(1) 関係資料の確認・精査	4
(2) 当社の役職員その他の関係者に対するヒアリング等	4
(3) 監査法人に対するヒアリング	5
(4) デジタル・フォレンジック調査	6
(5) アンケート調査	6
5. 前提事項	6
6. 制限事項	6
第3 前提となる事実関係	8
1. 当社の概要	8
2. 当社の沿革	8
3. 当社の業績の推移	9
4. 当社の大株主の変遷	9
5. 当社の役員の変遷	10
6. 当社の組織図	11
7. 当社のガバナンス体制等	12
(1) 取締役会の構成・活動状況	12
(2) 監査役・監査役会の構成・活動状況	12
(3) 内部監査室の活動状況	12
(4) 監査法人による外部監査の状況	13
(5) 相談役・顧問等の活動状況	13
第4 調査により判明した事実関係	14
1. 本件の全体像	14
2. 当社と＜甲社＞との広告宣伝取引の実態	14

---

(1)	＜甲社＞の概要及び当社との取引関係	14
(2)	2015年3月以降の広告宣伝取引	15
3.	＜乙社＞に対する本件貸付金の回収偽装の状況	16
(1)	＜乙社＞の概要	16
(2)	＜乙社＞に対する貸付取引の概要	17
(3)	本件貸付金の発生経緯と資金使途	18
(4)	破産更生債権等への振替等	19
(5)	本件貸付金の回収偽装が行われた経緯・状況	20
(6)	本件貸付金が一括返済された経緯・状況	21
(7)	本件貸付金の回収偽装の総括	22
4.	顧客資金の流用による委託者未収入金の回収偽装と補填	23
(1)	本件貸付金の回収偽装以外の当社資金の資金使途の概要	23
(2)	当社の取引証拠金口座への入出金の状況	23
(3)	＜K氏＞名義の取引証拠金口座へ入金された資金の使途	24
(4)	＜G氏＞及び＜C氏＞の借名名義へ入金された資金の使途	24
(5)	顧客の証拠金を無断流用した委託者未収入金の回収偽装	24
(6)	委託者未収入金の回収偽装と補填の関与者	25
5.	本件発覚の経緯	26
第5	類似取引・事象の調査結果	28
1.	類似取引・事象の調査方針	28
2.	広告宣伝費に関する調査	28
3.	＜乙社＞との間の貸付以外の取引の調査	28
4.	その他の委託者未収入金の回収偽装の調査	28
5.	デジタル・フォレンジック調査	29
6.	アンケート調査	29
第6	当社の財務諸表等への影響	30
1.	前提となる問題点の検討	30
(1)	＜乙社＞に対する本件貸付金の実在性	30
(2)	本件貸付金に対する株式担保の有効性	30
(3)	本件貸付金の債権評価	31
(4)	＜D氏＞からの当社株式の取得	31
2.	当社の財務諸表への影響額	32
(1)	＜甲社＞に対する広告宣伝費の会計処理	32
(2)	＜乙社＞に対する本件貸付金の期末残高等の会計処理	32
(3)	＜乙社＞に対する本件貸付金の債権評価の会計処理	33
(4)	委託者未収入金の回収偽装に係る会計処理	33

---

(5) 自己株式の取引に係る会計処理	33
(6) 当委員会の調査結果を反映させた各期の損益影響額	34
第7 原因分析	35
1. 歴代経営陣のコンプライアンス意識の欠如	35
2. ガバナンスの機能不全	35
(1) 取締役会による監視・監督機能の問題	36
(2) 監査役による監視・監督機能の問題	36
3. ステークホルダー不在の内向きかつ閉鎖的な組織風土	37
第8 再発防止策等の提言	38
1. 歴代経営陣に対する責任追及の検討	38
2. ガバナンスの刷新	38
(1) ガバナンス体制の抜本的な再構築	38
(2) 旧経営陣の影響を排除するためのガバナンス強化	39
3. 健全な組織風土の醸成	39
(1) 新たな経営トップによるメッセージの発信	39
(2) コンプライアンスを浸透させるための取組み	40
(3) モニタリングの再構築	40
第9 結語	41

目次

<略称>

本文中に定義するほか、以下の略称を用いることがある。

(五十音順)

略称	意義
甲社	株式会社 [REDACTED]
仮装広告宣伝費	当社が<甲社>に対し2015年3月から2019年10月までに支払った広告費のうち監督官庁が指摘し又は本調査によって判明した架空の広告費
監督官庁	経済産業省及び農林水産省
旧あしたば商品	当社と吸収合併する前のあしたば商品株式会社
A氏	[REDACTED]氏(<甲社>代表取締役)
B氏	[REDACTED]氏(当社代表取締役社長)
C氏	[REDACTED]氏(<乙社>経理担当者)
当社	第一商品株式会社
当委員会	第一商品株式会社第三者委員会
乙社	[REDACTED]株式会社
本件貸付金	当社が<乙社>に貸し付けた1,500百万円又は300百万円が弁済された後の残金1,200百万円
D氏ら	<D氏>及び<E氏>(但し、<E氏>の死亡後は<D氏>)
F氏	[REDACTED]氏(当社取締役経理本部長)
G氏	[REDACTED]氏(<乙社>代表取締役)
H氏	[REDACTED]氏(当社元代表取締役会長、元相談役)
I氏	[REDACTED]氏(当社元代表取締役、現取締役副会長)

## 第1 調査の概要

### 1. 第三者委員会設置の経緯

当社は、2015年3月期から2020年3月期第1四半期の決算に係る会計処理において、回収不能な長期貸付金(1,200百万円)の回収を装った不正経理及び当該回収に関連した不可解な取引並びに使途不明金発生の可能性があると指摘を監督官庁より受け、当該会計処理行為等の詳細、影響金額を含め事実関係の解明のため、第三者(外部専門家)による調査を委嘱することを2020年3月10日開催の当社取締役会で決議し、同日、「第三者(外部専門家)への調査委嘱に関するお知らせ」と題する適時開示を行った。

そして、当社は、翌3月11日、当社と利害関係を有さない社外の専門家で構成される当委員会を設置する旨の「第三者委員会設置に関するお知らせ」と題する適時開示を行い、同日、当委員会が設置されるに至った。

### 2. 調査の目的

当委員会の調査の目的は以下のとおりである。

- ・ 監督官庁から疑義の指摘を受けた長期貸付金取引の実在性、その他関連取引(以下「本件」という。)の事実関係の確認及び評価
- ・ 本件による当社財務諸表等への影響
- ・ 本件に関連して当社がとるべき対応(再発防止策を含む)の提言
- ・ その他第三者委員会が必要と認めた事項

### 3. 当委員会の構成

当委員会の構成は以下のとおりである。なお、委員長及び各委員は、いずれも当社から業務を受任したことはなく、当社と利害関係を有さない外部専門家として選任された。

委員長	西中 克己(西中・宮下法律事務所 弁護士)
委員	大塚 和紀(大塚綜合法律事務所 弁護士)
委員	林 令史(赤坂有限責任監査法人 公認会計士)

また、当委員会は、当社と利害関係を有さない下記の外部専門家を調査補助者として選任し、当委員会の指示に従った調査補助、監修・助言等の支援を受けた。

西中・宮下法律事務所

弁護士 中谷 達也

弁護士 上町 俊郎

弁護士 戸島 真梨子

赤坂有限責任監査法人

公認会計士 池田 勉 ほか公認会計士 4 名

株式会社 Atlas Accounting

公認会計士 吉田 浩平 ほか公認会計士 2 名

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

弁護士 山神 理

弁護士 三宅 英貴

弁護士 大西 良平

#### 4. 当委員会の運営方針・準則

当委員会は、日本弁護士連合会策定の「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」を最大限尊重し、その独立性・中立性・客観性を担保するため、以下の各事項を当社との間で確認して運営した。

- ① 調査方針・手続を立案・決定する権限は当委員会に専属すること
- ② 当委員会の成果物である調査報告書の起案権は当委員会に専属すること
- ③ 当委員会は、委員長である西中弁護士が適宜定める弁護士、公認会計士その他の専門家を補助者として選任し、当該補助者に対する指揮権を有すること
- ④ 当社は、当委員会の調査に誠実に協力する義務を負い、その役職員にも協力させること

## 第2 調査手続の概要

### 1. 調査実施期間

当委員会は、2020年3月11日に設置され、同日から4月29日までの間、調査及び調査結果に基づく検討を実施した。

### 2. 調査対象期間

当委員会は、当社に対する監督官庁の指摘内容等を踏まえ、2014年3月期から2020年3月期第3四半期までの期間(以下「本件調査対象期間」という。)を基本的な調査対象期間として設定した。但し、本件の過去の経緯を確認するため、必要に応じてさらに遡った期間の事実関係の調査も実施した。

### 3. 当委員会の調査方針

当委員会は、当社に対する監督官庁の以下の指摘内容を検討し、これらに当社の経営陣が関与した疑いがあることを把握した。

- ① 当社が回収可能性のない<乙社>に対する本件貸付金(長期貸付金 1,200 百万円)につき、当社が<甲社>に対して広告宣伝費の名目で支出した資金を還流させて回収を偽装した疑義があること
- ② 当社が<甲社>に対して広告宣伝費の名目で支出した資金については、当社に開設された<乙社>の代表者ら2名の名義の取引証拠金口座に入金され、当該口座では建玉取引がないにもかかわらず、頻繁に入出金取引が行われており、一部は本件貸付金の回収として当社に還流した疑義があるとともに、それ以外に655百万円の使途不明金があること

こうした状況を踏まえ、当委員会は、以下の各事項を主たる調査対象として調査を実施する方針を採用した。

- ① 当社が<甲社>に対して支払った広告宣伝費の概要及び資金使途等
- ② 本件貸付金の発生から回収までの経過等の事実関係並びに本件貸付金の実在性及び債権評価の妥当性
- ③ 上記①で当社が広告宣伝費名目で支出した資金の入金先とされる<乙社>の代表者ら2名の名義の取引証拠金口座への入出金の状況及びその後の資金使途等

また、当委員会は、こうした調査で判明した不適切な取引の性質を把握した上、これらに類似する事象・取引の有無の調査を実施した。

### 4. 実施した調査手続の概要

当委員会は、大要、以下の調査手続を実施するとともに、当委員会の全委員が一堂に会

する会議又は電話会議による委員会を合計 17 回開催するとともに、ヒアリングの際に委員間で協議して問題点や調査結果等の検討を行った。

#### (1) 関係資料の確認・精査

当委員会は、当社から入手した関係資料を確認・精査した。そのうち、主たる関係資料は以下のとおりである。

- ① 当社の組織機構図(2002年10月1日現在から2019年10月1日現在まで)
- ② 当社の取締役会規程、職務権限規程、文書取扱規程、稟議規程、与信管理規程、貸倒引当金・貸倒損失計上に関するマニュアルその他の社内規程類
- ③ 当社が提出した有価証券報告書、半期報告書及び四半期報告書(1996年3月期から2020年3月第3四半期まで)
- ④ 当社の仕訳データ(2003年3月期以降のもの)
- ⑤ 当社の2000年3月期から2020年3月期までの取締役会議事録
- ⑥ 当社の監査役会議事録(2005年4月から2020年3月まで)及び監査役調書(2013年7月から2017年3月)
- ⑦ 当社の内部監査に係る監査報告書(2007年12月から2019年3月まで)
- ⑧ 当社と<乙社>との取引に係る契約書その他の関係書類
- ⑨ 当社と<甲社>との広告宣伝取引に係る契約書、請求書その他の関係書類
- ⑩ 当社が監督官庁に提出した2003年3月18日付改善報告書及び計画書
- ⑪ 当社が監督官庁に提出した2007年4月9日付業務改善命令に関する改善措置に関する報告
- ⑫ 貸倒引当金の計算資料(2006年3月期以降のもの)
- ⑬ 取引証拠金口座に関する元帳データ(2000年3月期以降のもの)

#### (2) 当社の役職員その他の関係者に対するヒアリング等

当委員会は、当社の役職員(元役員を含む。)その他の関係者に対し、下表のとおり、面談又は電話会議の方法によりヒアリングを実施した。

(五十音順)

対象者	ヒアリング実施日(2020年)	備考
当社		
■■■■氏	4月15日	元取締役、元常勤監査役
■■■■氏	4月13日	常勤監査役
■■■■氏	4月7日、4月17日	業務部職員
■■■■氏	4月9日	取締役
■■■■氏	3月17日、4月14日	元代表取締役社長、現相談役
■■■■氏	4月13日	取締役内部監査室長

対象者	ヒアリング実施日(2020年)	備考
当社		
■■■■氏	4月14日	常勤監査役
B氏	4月3日、4月7日、4月8日、 4月23日	現代表取締役社長
■■■■氏	4月17日	業務システム部職員
■■■■氏	4月9日	取締役調査本部長
■■■■氏	4月9日	取締役業務本部長
■■■■氏	4月23日	元代表取締役社長
■■■■氏	4月16日	元代表取締役社長、電話にて実施
■■■■氏	4月13日	社外取締役
■■■■氏	4月14日	社外監査役
■■■■氏	4月9日	取締役第一本部長
■■■■氏	4月13日	社外監査役
F氏	3月17日、3月23日	取締役経理本部長
■■■■氏	4月13日	内部監査室職員
■■■■氏	4月9日	取締役第二本部長
I氏	3月17日、3月23日、3月30日、 4月7日、4月23日	元代表取締役社長、現取締役副会長
<乙社>		
C氏	3月19日、4月20日	<乙社>経理担当者、電話にて実施
<甲社>		
A氏	3月19日	<甲社>及び株式会社■■■■ 代表取締役、電話にて実施

<乙社>の代表取締役である<G氏>及び経理担当者である<C氏>に対しても質問事項を記載した調査回答書をそれぞれ送付し、同回答書を回収する手続を実施した。

また、<D氏>の相続人代表者に対しても調査回答書を送付したところ、同人からは西中弁護士に対する電話連絡での回答を得るとともに、本件貸付金に対する<D氏>の連帯保証や株式担保に係る書面を入手した。

### (3) 監査法人に対するヒアリング

当委員会は、本件調査対象期間の当社の財務諸表監査を担当した海南監査法人の業務執行社員らに対するヒアリングを2020年3月17日と同年4月17日に実施した。

#### (4) デジタル・フォレンジック調査

当委員会は、外部専門業者である株式会社 FRONTEO の支援を受け、<I氏>、<B氏>、<F氏>、          氏(当社取締役総務本部長)、          氏(当社総務部職員)、          氏(当社前常務取締役調査本部長)、          氏(当社業務部職員)及び          氏(当社常務取締役業務本部長)の各使用 PC の全データ及びメールサーバから抽出したメールデータを保全し、<B氏>及び<I氏>については削除データの復元処理を行ったうえで、2013年4月1日以降のメールデータをキーワード検索等により絞り込んだ全6,540件につき、当委員会の委員及び調査補助者で構成される各レビュアーが本件への関連性を判定してタグ付けする方法でレビューを実施し、合計49件のデータを本件に関連するデータとして抽出して調査に活用した。

#### (5) アンケート調査

当委員会は、2020年4月現在の当社の全従業員240名(但し、休職その他の理由により回答が困難な者を除く。)に対し、役員・上司からの不正の指示、通常の処理から逸脱した顧客の取引証拠金口座の処理及び当社のコンプライアンスやガバナンスで改善すべき点などを質問するアンケート調査を実施し、219名(回答率91%)から回答を得た。

当該アンケート調査の実施に当たっては、回答内容を当社に伝達することはない旨告知するとともに、当委員会に対するホットラインとして機能させるために自由記載欄を設けて対象者に協力を求めた。

### 5. 前提事項

当委員会の調査は、以下の各事項を前提としている。

- ① 当社その他の関係者が当委員会に提出した関係資料は全て真正かつ完全な原本又はその正確な写しであること
- ② 当委員会の調査は法令上の権限に基づくものではなく、調査結果は関係者の任意の協力により収集することができた関係資料や供述等に依拠しており、当委員会の調査終了後に監督官庁その他の当局による調査・検査により当委員会の調査結果とは異なる事実関係が判明する可能性があること
- ③ 当委員会の調査は、当社が適正な会計処理を行うための前提となる事実関係の確定を目的としており、本件に関与した関係者の法的責任及び経営責任の追及や社内処分さらには当社と第三者との法律関係の確定等を目的とするものではなく、本報告書はそのような目的で使用されることを想定していないこと

### 6. 制限事項

当委員会が計画した調査手続は概ね実施することができたが、以下の各事項について制限が生じた。

- ① 本件貸付金に対して連帯保証及び担保提供を行った<D氏ら>は、いずれも既に他界していることからヒアリングが実施できなかったこと
- ② 本件の経緯を認識している可能性がある当社の元非常勤顧問（元取締役会長）である<H氏>及び<L氏>（当社元代表取締役社長）に対するヒアリングを要請したものの、健康上の理由により拒絶されたことにより実施できなかったこと
- ③ <甲社>の前代表取締役であるJ氏に対するヒアリングについては、同氏が既に他界しており実施できなかったこと

### 第3 前提となる事実関係

#### 1. 当社の概要

当社は、商品先物取引法に基づき設置された商品取引所が開設する商品市場に上場されている各種の商品先物取引について、顧客の委託を受けて執行する受託業務及び自己の計算に基づき執行する自己売買業務を主業務とする商品先物取引関連事業を営んでいる。

当社の2019年3月期有価証券報告書等によると、当社の概要は下表のとおりである。

会社名	第一商品株式会社
代表者	正垣 達雄
本店所在地	東京都渋谷区神泉町9番1号 神泉プレイス
設立	1972年11月8日
資本金	2,693百万円(2019年3月31日時点)
従業員数	244名(2020年4月現在)
事業内容	商品先物取引関連事業
上場取引所	東京証券取引所 JASDAQ 市場
会計監査人	海南監査法人(2020年3月25日退任)
一時会計監査人	監査法人アリア(2020年4月3日選任)
決算期	3月

#### 2. 当社の沿革

当社の2019年3月期有価証券報告書によると、当社の沿革は下表のとおりである。

年月	事項
1972年11月	第一商品株式会社と高津商事株式会社の新設合併(資本金78,200千円) 大阪市北区に本店設置、大阪化学繊維取引所、大阪三品取引所、神戸生絲取引所、大阪砂糖取引所の商品取引員の許可を取得
1973年11月	大阪穀物取引所商品取引員の営業権を取得。営業圏拡大を目的に姫路支店、広島支店、高松支店、和歌山支店、津支店の5支店開設
1979年9月	東京第一商品株式会社を吸収合併し、渋谷支店、千葉支店を開設。東京砂糖取引所、東京穀物商品取引所、東京ゴム取引所にそれぞれ商品取引員としての許可を取得
1980年1月	東京繊維商品取引所の営業権を取得。日本橋支店を設置
同年6月	本店を渋谷支店に移転(大阪本店は大阪支店となる)
1981年6月	金地金の現物売買を開始
1982年3月	東京金取引所(現東京商品取引所、貴金属市場)に商品取引員としての許可を取得
1984年11月	東京金取引所、東京繊維商品取引所、東京ゴム取引所の三取引所合併により東京工業品取引所設立
1988年12月	豊橋乾繭取引所に商品取引員としての許可を取得

年月	事項
1992年12月	名古屋穀物砂糖取引所(農産物市場)に商品取引員の許可を取得、名古屋繊維取引所(綿糸・毛糸市場)会員として加入
1996年3月	日本証券業協会に株式を店頭登録
1997年6月	大蔵省より金融先物取引業の許可を取得
2002年4月	旧あしたば商品を吸収合併(本社を含め、18事業所を展開)
2004年12月	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場
2005年4月	改正商品取引所法に基づく商品取引受託業務の許可を受ける
同年7月	関東財務局長より金融先物取引業の登録を受ける(関東財務局長(金先)第20号)
同年12月	増資により資本金を26億9,315万円に変更
2007年8月	本店を東京都渋谷区神泉町9番1号に移転
同年9月	関東財務局長より金融商品取引業の登録を受ける(関東財務局長(金商)第279号)
2013年7月	東京証券取引所と大阪証券取引所の統合に伴い、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)に上場
2016年3月	店頭外国為替証拠金取引(チャレンジャー)事業の廃止による金融商品取引業の登録抹消

(注)表中の商品取引所名は当時の名称であり、統廃合により、現在は、東京商品取引所及び大阪堂島商品取引所の2箇所となっている。

### 3. 当社の業績の推移

当社は、親会社、子会社及び関係会社を有しておらず、単体財務諸表のみを作成している。当社の2014年3月期以降の経営指標等は下表のとおりである。

なお、業績の悪化に伴い、2018年3月期と2019年3月期には、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる状況が存在するものの、対応策を策定しているため継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められない旨を重要事象等として開示している。

(百万円)

	2014年 3月期	2015年 3月期	2016年 3月期	2017年 3月期	2018年 3月期	2019年 3月期
営業収益	6,398	6,336	4,885	4,023	4,074	3,538
(うち受取手数料)	(6,098)	(5,888)	(4,602)	(3,916)	(3,955)	(3,394)
経常損益	△19	384	△1,175	△703	△13	△285
当期純損益	62	△183	△1,073	△1,052	△41	△310
純資産額	9,049	8,559	7,173	5,816	5,776	5,461

### 4. 当社の大株主の変遷

当社の大株主のうち上位10者の変遷は下表のとおりである。2019年3月末時点の上位4者の大株主の所有割合は、本田忠氏(14.68%)、株式会社ムラサキ(10.1%)、第一商品社員持株会(5.98%)、村崎氏(3.15%)となっている。

筆頭株主とされている本田忠氏は、かつて、経営内容が悪化した商品先物会社の救済・買収等を手掛けて吉原グループとして拡大し、傘下に入った商品先物会社を再建する事業を行っており、当社(従前の共栄商事)も1968年以降に本田忠氏の支援のもとで再建に取り組んだ経緯がある。本田忠氏は、2018年9月24日に他界したが、2019年3月末時点では、名義書換手続未了のため、株主名簿上の名義に基づいて大株主として開示されている。同氏の相続は2019年5月に確定し、190千株を除き本田求氏外1名が相続した。これにより、現在は株式会社ムラサキが筆頭株主である。

(千株)

	2015年 3月末	2016年 3月末	2017年 3月末	2018年 3月末	2019年 3月末
本田 忠	825	825	2,266	2,266	2,266
本田 美恵子	1,441	1,441	-	-	-
株式会社ムラサキ	1,546	1,546	1,546	1,546	1,546
第一商品社員持株会	1,139	1,053	920	898	922
村崎 稔	486	486	486	486	486
楽天証券株式会社	-	-	-	267	316
本田 求	324	324	324	324	219
中村 愛弓	-	196	216	216	216
竹村物産株式会社	-	-	225	199	199
株式会社SBI証券	-	-	-	287	193

## 5. 当社の役員の変遷

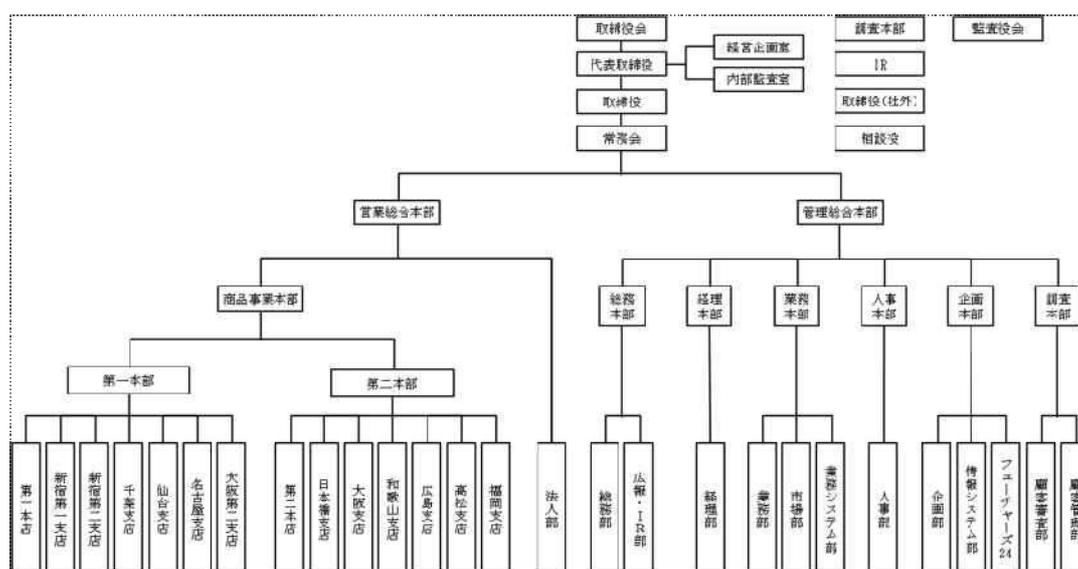
当社における2015年3月期以降の役員の変遷は下表のとおりである。なお、2018年3月末まで取締役会長を務めた村崎氏は、上記4記載の吉原グループの出身者であり、本田忠氏の要請を受け、当時の部下とともに1968年以降の当社の再建に従事し、1974年2月に代表取締役専務、1977年7月に代表取締役社長、1995年6月に代表取締役会長、2003年6月に取締役会長、2005年1月に代表取締役会長、同年6月に取締役会長に就任するなどしてその後の当社の経営に長期にわたって大きく関与している。

氏名	役職	2015年 3月期	2016年 3月期	2017年 3月期	2018年 3月期	2019年 3月期	2020年 3月期
村崎 稔	取締役会長	→					
正垣 達雄	代表取締役社長 代表取締役専務		→	→	→	→	→
山中 教史	代表取締役社長 取締役副会長	→	→	→	→	→	→

氏名	役職	2015年 3月期	2016年 3月期	2017年 3月期	2018年 3月期	2019年 3月期	2020年 3月期
落岩 邦俊	代表取締役社長 取締役副会長	→	→	→	→		
當野 忍	常務取締役	→	→	→	→	→	→
武田 仁	常務取締役	→	→	→	→	→	→
鈴木 建直	取締役	→	→	→	→	→	→
三谷 正志	取締役	→	→	→	→	→	→
新美 鹿次郎	取締役	→	→	→	→	→	→
木村 学	取締役	→	→	→	→	→	→
前川 邦彦	取締役			→	→	→	→
岡田 義孝	取締役			→	→	→	→
中島 文隆	社外取締役	→	→	→	→	→	→
菅原 光一	取締役	→	→				
左海 博夫	常勤監査役	→	→	→	→	→	→
浅野 信行	常勤監査役 取締役		→	→	→	→	→
遠藤 勉	常勤監査役	→					
中安 博司	社外監査役	→	→	→	→	→	→
檜原 俊一	社外監査役	→	→	→	→	→	→

## 6. 当社の組織図

2019年10月1日時点の当社の組織図は以下のとおりである。



## 7. 当社のガバナンス体制等

当社は、監査役会設置会社としてコーポレート・ガバナンス体制を構築している。加えて、当社は、商品先物取引法に基づき、監督官庁である農林水産省及び経済産業省の監督を受けている。なお、当社は、従来、金融商品取引法に基づく金融商品取引業者としての登録を受けていたが、店頭外国為替証拠金取引事業の廃止に伴い、当該登録は2016年3月に抹消しており、現状、金融庁の監督下にはない。

当委員会が調査を実施した時点における各機関の活動状況等は以下のとおりである。

### (1) 取締役会の構成・活動状況

当社の取締役会は、全11名の取締役ににより構成されている。そのうち、社外取締役は2015年6月に選任された中島文隆氏1名が存在するものの、同氏は2001年6月まで当社の調査部門に在籍した経歴を有しており、独立役員としての指定は行われていない。社外取締役に対する取締役会の議案の事前説明等は特段行われていない。

定時取締役会が原則として毎月1回開催されており、取締役会規程に規定された決議事項を決議するなどして活動している。

また、当社は、経営の意思決定と職務執行を分離し、取締役会が執行役員の職務執行を監督する体制を構築するためとして執行役員制度を導入している。しかし、実際には社外取締役1名を除く取締役は、本部長、部長及び室長などを兼務するなどして業務執行に関与している。

### (2) 監査役・監査役会の構成・活動状況

監査役は、常勤監査役2名と社外監査役2名の全4名選任されており、監査役会を構成する。常勤監査役のうち、左海博夫氏は当社の内部監査室長を経て2015年6月に監査役に就任しており、浅野信行氏は当社の経営企画室担当を経て2017年6月に監査役に就任している。他方、社外監査役のうち、中安博司氏は一級建築士として設計事務所を営んだ経歴を有し、2005年6月に社外監査役に就任している。また、檜原俊一氏は警備保障会社で危機管理関係の経験を有し、2011年6月に社外監査役に就任するとともに同氏については独立役員としての届出が行われている。

各監査役は取締役会に出席するほか、常勤監査役が社内の重要会議への出席、代表取締役との面談、稟議書の確認及び監査法人とのコミュニケーション等を実施し、監査役会で社外監査役に報告や情報共有を行う形で活動している。

### (3) 内部監査室の活動状況

当社には社長直轄の内部監査部門として3名体制の内部監査室が置かれており、内部監査規程に基づいて内部監査を実施している。現在の内部監査室長は取締役を兼任する

木村学氏であり、同氏は、営業部門での経験が長く、内部監査は未経験であったが 2018 年 4 月に取締役内部監査室長に就任している。

内部監査室の代表取締役社長に対する監査報告等を行われており、監査役との連携はそれほど行われていない模様であるが、退任前の海南監査法人とは連携をとって金融商品取引法上の内部統制報告制度対応の監査を行っていた。

なお、支店監査は、2012 年から 2016 年までの間は実施された形跡がなく、監査法人による臨店の際に併せて実施されたようであるが、その結果・報告等は見当たらない。2017 年以降の支店監査は調査本部に委託されて実施されたが、2020 年 4 月からは、正式に調査本部の所管となり、内部監査室は、調査本部が実施した支店監査をモニタリングする役割を担う態勢となった。

#### (4) 監査法人による外部監査の状況

2005 年 3 月期をもって前任監査人である監査法人トーマツが任期満了により退任し、当社の財務諸表監査は、2006 年 3 月期以降、海南監査法人が実施していた。本件調査対象期間における当社の財務諸表も海南監査法人による監査が行われ、いずれも無限定適正意見が表明されている。

しかし、海南監査法人は、当委員会の設置後、不適切な会計処理の疑いにより当社に対する信頼関係が著しく損なわれるなどして監査契約の継続が困難になったとして 2020 年 3 月 25 日をもって退任した。

こうした状況を受け、当社は、2020 年 4 月 3 日開催の監査役会の決議により、監査法人アリアを金融商品取引法に基づく財務諸表監査を行う監査法人及び会社法上の一時会計監査人として選任した。

#### (5) 相談役・顧問等の活動状況

当社の定款には、取締役会の決議により、相談役及び顧問を若干名置くことができると規定されている。

こうした定款規定に基づき、2018 年 3 月末をもって取締役会長を退任した村崎氏が 2018 年 4 月 1 日に非常勤の顧問に就任している(なお、村崎氏は 2020 年 3 月末で顧問を退任している)。また、2016 年 10 月 3 日をもって社長を退任した落岩邦俊氏が 2019 年 7 月 1 日に常勤の相談役に就任している。いずれも取締役会への出席はしていない模様であるが、現経営陣の求めに応じた助言を行っている。

## 第4 調査により判明した事実関係

### 1. 本件の全体像

当委員会が上記第2の3記載の調査方針に基づいて調査を実施した結果、当社が2015年3月から2019年10月にかけて<甲社>に対して広告宣伝費の名目で1,826百万円を支出した取引には役務提供の実態がなく、広告宣伝費を仮装して資金流出していることが判明した。

他方、本件貸付金は2004年12月に事業資金1,500百万円として<乙社>に貸し付けられたが、2006年4月に300百万円が一部弁済されたものの、その後は回収が滞る状況となっていた。本件貸付金には<D氏ら>から当社株式が担保提供されていたが、海南監査法人による指摘に対する対応を検討するなかで、本件貸付金の回収を断念し、<H氏>の意向に沿うよう担保権の実行を回避して本件貸付金を処理するため、当社は、2015年3月以降、<甲社>に対して広告宣伝費の名目で支払った上記資金を還流させることにより本件貸付金の回収を偽装した。

しかし、2017年3月期以降は、<甲社>に対する広告宣伝費の名目で支出された資金は本件貸付金の回収偽装の原資以外の用途にも利用されていた。すなわち、当社は、少なくとも2006年頃から、大口委託者の取引証拠金口座の資金を無断流用して不良債権化した別の委託者未収入金(委託者の取引等により証拠金残高が不足した場合に当社が委託者から回収すべき債権)の回収を偽装して貸倒引当金の計上時期を遅らせる又は貸倒引当金の戻入益を計上する利益操作を行っていたが、<甲社>に対して広告宣伝費の名目で流出した資金のうち本件貸付金の回収偽装の原資以外は、主として、こうして流用された取引証拠金口座への補填に充てられていたものである。

### 2. 当社と<甲社>との広告宣伝取引の実態

#### (1) <甲社>の概要及び当社との取引関係

<甲社>は、1990年に設立されたインターネット上でのウェブサイト製作、運営及び物品販売、広告代理業などを目的とする会社であり、株主は不明で当社との資本関係の有無は明らかではない。

大手広告代理店で当社を担当していた<J氏>が<甲社>を設立して独立後も当社の担当を継続したことにより取引関係が開始された模様であるが、当社は、2004年から2006年にかけて事業資金等の名目で多額の資金を<甲社>に提供して債権放棄した状況が認められる。

すなわち、当社は、2004年3月23日開催の取締役会決議により、<甲社>に対し、2004年3月29日を貸付日、2005年3月28日を返済期日として事業資金400百万円(金利年1.625%)を貸し付ける取引を行った。しかし、当該貸付金は全く返済されず、当社は、2006年3月30日開催の取締役会決議により、当該貸付金400百万円全額を返済が滞って不良債権化していることを理由に債権放棄を行った。

また、当社は、＜甲社＞に対して2004年9月に170百万円、2005年3月に249百万円の前払費用を支払って前払未収金として資産計上し、2004年4月から2005年7月までの間に15百万円から30百万円を毎月取り崩して営業広告費として処理していた。しかし、その残額の前払未収金370百万円については、2006年3月30日開催の取締役会決議により、上記貸付金400百万円と同時に債権放棄を行った。

当社が貸付金や前払費用として＜甲社＞に対して支払った資金は、同社から当社の大口委託者を支援するために無担保で貸し付けられており、最終的に返済困難となったことから、当社は＜甲社＞に対する貸付金と前払未収金を債権放棄して貸倒損失を計上したものである。

## (2) 2015年3月以降の広告宣伝取引

2014年4月に当社の代表取締役社長に＜I氏＞が就任し、同年6月15日に＜甲社＞の代表取締役として＜A氏＞が就任した。＜A氏＞は、＜甲社＞の前代表取締役である＜J氏＞が以前所属した大手広告代理店の出身者であり、当社の広告宣伝を担当した経歴を有する。＜A氏＞は、2011年に広告代理店業を営む会社を設立して代表取締役として経営していたが、＜J氏＞の依頼により、＜甲社＞の代表取締役に就任した模様である。

当時、当社の広告宣伝は、TVコマーシャルからWebを中心したものにシフトする方針により、広告宣伝費全体は減少傾向にあった(2015年3月期1,368百万円から2019年3月期680百万円)が、その8～9割は＜甲社＞に対するもので、同社に対する発注が集中していた。

こうした状況のなか、当社経理本部長(2017年6月以降は取締役を兼任)の＜F氏＞は、2015年の年初に、下記第4の3(5)記載の経緯により＜H氏＞の強い要請を受けた＜I氏＞と協議の上、＜A氏＞と面談し、＜F氏＞が指示する費目・金額で上乗せして広告宣伝費を当社に請求するとともに当社が支払った当該上乗せ分を＜乙社＞に送金するよう要請した。＜A氏＞は、架空取引として問題となることを懸念したものの、＜F氏＞の要請を承諾し、同氏の指示に従った金額を広告宣伝費と仮装して実態のある広告宣伝費に上乗せして当社に対する請求を継続した。

当社は、こうした＜甲社＞の請求に対し、2015年3月から2019年10月までの間、広告宣伝費を仮装した上乗せ分として合計1,826百万円の支払いを行った。

(百万円)

決算期	広告宣伝費	うち仮装広告宣伝費 (税込)	仮装部分の支払費目
2015年3月期	1,101	20	実態のあるテレビ番組提供代及びWeb
2016年3月期	1,222	240	広告の広告宣伝費の毎月の支払いに、 仮装された広告宣伝費20百万円(テレビ番組提供代17百万円及びWeb広告

決算期	広告宣伝費	うち仮装広告宣伝費 (税込)	仮装部分の支払費目
			3百万円)を上乗せして支払
2017年3月期	718	432	全額がWeb広告ソリューションの不課税取引の名目の広告宣伝費に仮装されて支払
2018年3月期	757	504	
2019年3月期	609	400	
2020年3月期	361	229	
第3四半期累計			
合計	4,771	1,826	

なお、2016年4月以降の支払いは、全額がWeb広告ソリューションの不課税取引の名目の広告宣伝費に仮装されて支払われている。当社と〈甲社〉との間の2016年3月20日付広告取引契約では、海外サーバーを経由する電子メディアに関するものは月額50百万円(不課税)を超えない金額とする旨規定されているが、2017年5月には当該金額を超える110百万円が請求されていることに加え、両社間の広告宣伝取引で消費税の課税取引とならない理由が見当たらないなど異常性が認められる。この点、〈F氏〉は、当初は課税取引として処理していたものの、消費税負担について問題となってしまったために不課税取引として処理する一方、海南監査法人は、広告業界において外注先を明示しない取引慣行等の存在も踏まえ、広告会社から騙されないよう注意喚起はしたものの、この時点での仮装広告宣伝費の発覚には至っていない。

こうして広告宣伝費に仮装されて支払われた資金1,826百万円は、〈甲社〉から全額が〈乙社〉に送金されており、役務提供が行われた形跡もなく広告宣伝取引としての実態はない。

したがって、当社から1,826百万円の資金が流出した取引については、その資金使用の実態に応じて適切な会計処理が行われるべきである。そして、当委員会の調査の結果、その資金使用の一部は、当社の〈乙社〉に対する本件貸付金の回収偽装に充てられたことが判明したため、次にその経緯等の事実関係を述べる。

### 3. 〈乙社〉に対する本件貸付金の回収偽装の状況

#### (1) 〈乙社〉の概要

〈乙社〉は、1971年に設立され、2002年に〈G氏〉が代表取締役役に就任するとともに、会社の目的が変更され、美術品の売買・斡旋や国内外商品取引所市場における上場商品の売買、金融業が追加されている。

〈乙社〉は、現在の本店所在地である〈G氏〉の住所に移転する前は、旧あしたば商品と同一住所を本店所在地とし、2002年2月に支配関係法人の消滅届を提出する旨が旧

あしたば商品の取締役会で決議されており、従前は旧あしたば商品の支配関係法人であった。また、〈乙社〉は、当社と旧あしたば商品の合併後は、引き続き当社と絵画リースの取引を行っていたことに加え、〈G氏〉は、当該合併時に旧あしたば商品の監査役を務めていた経歴を有するなど旧あしたば商品との関係性がうかがえる。また、〈乙社〉の実質的な経営・財務等の管理は〈C氏〉が行っているが、同氏は当社の取締役や管理本部長を務めた経歴を有する。

## (2) 〈乙社〉に対する貸付取引の概要

当社は、2003年7月頃、〈乙社〉の代表取締役である〈G氏〉から外国為替証拠金取引の事業計画の説明を受けるとともに、資金融資の依頼の申し出を受け、FXのネット取引の将来性を考慮して当該申し出を検討していた。しかし、その後、銀行への返済資金等に窮したとして2003年9月頃に大口委託者からの資金支援の要請を受け、当社は、〈乙社〉に貸し付けた事業資金が同社から当該大口委託者に短期貸付される想定で、2003年9月に〈乙社〉に対する880百万円の貸付(返済期日:2003年12月26日、金利0.08%)を実行した。その後、当社は、2003年12月と2004年3月に2度にわたって当該貸付金880百万円の返済を猶予し、2006年3月に全額を債権放棄した。

その一方、当社は、当時のL社長の意向により、2004年12月9日開催の取締役会決議を経て、同日20日に本件貸付金、すなわち〈乙社〉に対する事業資金1,500百万円の貸付(返済期日:2005年6月30日、金利:年0.08%)を実行した。本件貸付金の発生経緯と資金用途については下記(3)で詳述する。

さらに、当社は、本件貸付金の実行後の2005年1月31日にも、大口委託者の資金需要に応じて、〈乙社〉に対する事業資金98百万円の貸付(返済期日:2005年3月31日、金利:年0.08%)を実行した。

こうした経緯により、2003年9月から2005年1月までの間、当社から〈乙社〉に対し、本件貸付金を含む合計2,478百万円の貸付が実行されたが、〈D氏ら〉から当社株式の担保提供を受けていた本件貸付金1,500百万円以外は回収困難な状況に陥った。そこで、当社は、海南監査法人に相談の上、2006年3月30日開催の取締役会決議により、本件貸付金以外の978百万円を返済が滞って不良債権化しているとして債権放棄した<sup>1</sup>。

ここで債権放棄の対象とならなかったのが本件貸付金1,500百万円であり、上記第4の2(2)記載の広告宣伝費に仮装して〈甲社〉に対して流出した当社資金の一部は、〈乙社〉を経て本件貸付金の回収偽装に充てられている。

以下では、本件貸付金の発生から回収偽装までの経緯等について述べる。

<sup>1</sup> なお、当該取締役会では、上記第4の2(1)記載の当社の〈甲社〉に対する貸付金及び前払未収金合計770百万円の債権放棄も行われている。

### (3) 本件貸付金の発生経緯と資金使途

当社は、2004年12月9日開催の取締役会決議を経て、2004年12月20日に<乙社>に対して1,500百万円(返済期日:2005年6月30日、金利:0.08%)の貸付を実行した。その取締役会議事録には、「事業資金」として貸付を行うと記載されているのみで、それ以上の資金使途は記載されておらず、関係資料も残されておらず、当委員会がヒアリングを実施した対象者においても(<乙社>の関係者も含めて)明確に説明できる者はいない。また、本件貸付金の実行時の金銭消費貸借契約書は当委員会の調査でも発見されておらず、契約書上の資金使途や担保設定の有無も明らかではない。また、2005年3月期は、本件貸付金は短期貸付金として計上され、貸倒引当金は計上されていない。

その後、返済期日である2005年6月30日までに返済は行われずに遅延し、当社は、2006年4月1日開催の取締役会決議を経て、<乙社>との間で同日付「債務確認並びに弁済契約」(以下「**2006年弁済契約書**」という。)を締結した。2006年弁済契約書では、当社の大株主である<D氏ら>が連帯保証人とされるとともに、①2006年4月20日までに300百万円、②2006年12月25日までに1,200百万円を返済し、利息については年0.08%で2006年4月から毎月末日に支払う旨を合意した。その際、<D氏ら>は、担保として当社株式1,908千株を当社に差し入れ、①の弁済時に当社が400千株を返還する旨を合意した。

その後、2006年4月13日及び14日にわたり<乙社>から計300百万円の弁済がなされて、当社株式400千株の担保を解除し、本件貸付金の残高は1,200百万円に減少するとともに、担保提供された当社株式は1,508千株に減少した。

本件貸付金の資金使途については2006年弁済契約書にも記載がない。この点、当社が2007年4月9日に監督官庁に提出した書類<sup>2</sup>には、<乙社>から<D氏>に対して1,500百万円が転貸された旨が記載されており、<D氏ら>が本件貸付金に対する連帯保証及び担保提供を行っていることも整合して一定の合理性が認められる。しかし、<乙社>の<G氏>及び<C氏>は、1,500百万円の資金使途は銀行借入れの返済だったと思う旨説明していることに加え、当時の役員は<D氏ら>が株式の返還(担保解除)を強く要請していた旨を当委員会のヒアリングにおいて説明し、当時の代表取締役外役付取締役数名が連帯保証及び担保設定を解除したとする確認書を複数回提出している。加えて、当時、当社は大口の委託者証拠金9,280百万円の徴収不足を抱えて7,769百万円を損失処理した状況がうかがわれ、その差額が本件貸付金の実行時の元本額1,500百万円に近い金額となっている。さらに、<C氏>より提供された2019年6月末の<乙社>の決算書上の貸

<sup>2</sup> 当社は、旧あしたば商品を吸収合併直後の2002年7月の監督官庁の立入検査により指摘された問題点について改善報告書等を提出していたが、2005年11月の監督官庁の検査によって前回提出の改善報告書等の記載内容に虚偽の記載があるとの指摘を受け、2007年3月9日付で業務改善命令等の処分を受けている。2007年4月9日付で監督官庁に提出された書類は、当該業務改善命令に関する改善措置に関する報告として提出されたものである。なお、その後、当社は、2010年3月12日と2013年12月25日にも顧客に対する断定的判断の提供などにより業務停止等の行政処分を受けている。

付先として記載があるのは、株式会社 1,688 百万円、株式会社 490 百万円、株式会社 326 百万円など過去に当社が貸倒損失を計上して損失処理した特定委託者と称される取引先に対するものであり、＜D氏＞に対する貸付金は計上されていないことからすると、本件貸付金が委託者証拠金の徴収不足の補填に使われた可能性も否定できない。当委員会は、こうした可能性も視野に入れて実態の解明を試みたが、本件貸付金の実行に深く関与したと考えられる＜H氏＞、＜L氏＞及び＜D氏＞に対するヒアリングを実施することができず、本件貸付金の資金使途の解明には至らなかった。

なお、本件貸付金は短期貸付金として資産計上され、2006 年 3 月期は短期貸付金 1,500 百万円について、債権額相当の当社株式を担保として受け入れているとして貸倒引当金は計上されなかった。この点、2006 年弁済契約書による当社株式の担保提供は 2006 年 4 月 1 日とされているにもかかわらず、2006 年 3 月期の本件貸付金の債権評価で当社株式の担保が考慮された具体的な経緯は定かではないものの、海南監査法人は当社の銀行貸金庫において現物株が保管されていることを現認したと回答しており、略式質により担保設定が行われた可能性が考えられる。

#### (4) 破産更生債権等への振替等

2006 年 4 月 13 日及び 14 日の 300 百万円の弁済により、本件貸付金の残高は 1,200 百万円に減少したものの、返済期日である同年 12 月 25 日までに返済されなかった。

そして、当社は、2007 年 3 月期決算では、本件貸付金は短期貸付金から「破産更生債権等」に全額振り替えるとともに、担保提供された当社株式の時価 1,072 百万円との差額 127 百万円の貸倒引当金を計上した。当社が、本件貸付金を破産更生債権等に振り替えた理由については、当時の記録等が残存しておらず、当委員会の調査では解明に至らなかった。

その後、2008 年 3 月期にも本件貸付金の返済がなく、同様の方法により、本件貸付金残高のうち、担保株式 1,508 千株の時価 723 百万円でカバーされない差額全額に相当する貸倒引当金 476 百万円が計上された。

そして、2008 年 10 月 6 日に至り、当社は、＜乙社＞を借主として、＜D氏ら＞を連帯保証人とする新たな「債務確認並びに弁済契約書」（以下「**2008 年弁済契約書**」という。）を締結した。2008 年弁済契約書では、①1,200 百万円の債務を承認すること、②＜D氏ら＞は連帯保証人となって担保として当社株式 2,266 千株を差し入れること、③＜乙社＞及び連帯保証人らは株式を売却しても不足するときは連帯して支払うことが合意された。こうした合意に基づき、当社は、当社株式の追加担保の提供を受け、本件貸付金に対する株式担保は当社株式 2,266 千株に増加した（2009 年 3 月 31 日時点の担保設定については証券会社の記録からも確認できる。）。そして、2009 年 3 月期決算では、担保株式の時価 600 百万円との差額の 599 百万円の貸倒引当金が計上されている。

2008年弁済契約書では<乙社>による債務承認がなされていたものの、新たな返済期限の合意がなく、その後も本件貸付金は弁済がなされることなく推移した。そして、担保株式の時価で不足する差額を全額貸倒引当金として計上する処理が每期継続され、以下のとおり貸倒引当金が計上された。

2010年3月期: 581百万円

2011年3月期: 640百万円

2012年3月期: 196百万円

2013年3月期: (株式時価が本件貸付金残高を上回ったため不計上)

2014年3月期 275百万円

#### (5) 本件貸付金の回収偽装が行われた経緯・状況

本件貸付金の回収偽装は、こうした状況を踏まえた海南監査法人の指摘を契機として実行されるに至った。すなわち、本件貸付金は担保株式で不足する差額につき全額貸倒引当金を計上する処理が継続されてきたものの、2014年の年末頃に至り、海南監査法人は、2006年4月の300百万円の弁済以降に本件貸付金の回収が全く行われていないことを問題視し、担保権を実行して担保株式を処分した上、差額の回収不能部分は貸倒損失を計上して損失処理すべきとの指摘を行った。

海南監査法人からのこうした指摘を受け、当時当社の取締役社長であった<I氏>(現取締役副会長)と経理本部長であった<F氏>ら当時の役員・幹部職員が中心となって対応を協議し、2015年の1月又は2月頃、<I氏>が当時の取締役会長であった<H氏>に相談したところ、<H氏>は、<D氏ら>から担保提供された当社株式に対する担保権の実行を頑なに拒否した。当社のカリスマ的存在として長期間にわたって実権を握っていた<H氏>のこうした意向を受け、<I氏>と<F氏>は、担保権を実行せずに本件貸付金を処理する方法を検討した。一度は、債権放棄の可能性も検討したものの、<H氏>が12億円もの損失を発生させることを認めなかったことや担保権を有する本件貸付金の債権放棄を行う合理的理由も見いだせなかったことから、現実的に債権放棄は不可能との結論に至り、最終的には<F氏>が<甲社>に広告宣伝費の名目で支払った資金を還流させて回収する回収偽装スキームを考案した。

こうした経緯により、当社は、2015年3月9日、<乙社>を借主、<D氏ら>を連帯保証人とする「弁済契約書」(以下「**2015年弁済契約書**」という。)を締結した。2015年弁済契約書の締結に際し、<I氏>は、<H氏>に上記の回収偽装スキームを説明の上、本件貸付金が完済されて株式担保が解除されるまでに5年を要することを報告した。2015年弁済契約書では、①<乙社>が本件貸付金1,200百万円の債務を承認したこと、②2015年3月から2020年2月まで毎月末日までに20百万円ずつ合計60回の分割払いで返済すること、③連帯保証人らが債務を連帯保証することが合意された。また、これと同時期に、<I氏>

と<B氏>は、<D氏ら>に回収偽装スキームを説明の上、当社と連帯保証人らとの間で、「連帯保証契約書」に加え、当社株式 2,266 千株に対して質権を設定する「有価証券質権設定契約書」も締結された。

そして、上記第4の2(2)記載のとおり、<F氏>は、<甲社>の<A氏>の協力を得て当社から広告宣伝費の名目で流出させた資金を原資として、上記②の本件貸付金の分割返済による回収を偽装した。<甲社>は、広告宣伝費の名目で当社から受領した上乗せ分の資金の全額を<乙社>に送金しており、<乙社>は当該資金を原資として当社に本件貸付金の返済の名目で支払った。

こうしたスキームにより、2015年3月10日から2019年5月29日までの間、合計51か月にわたり、毎月20百万円の回収が偽装された。

この間、2015年3月期から2019年3月期にかけて、当社から<甲社>に支払われた広告宣伝費、当該広告宣伝費の上乗せされた仮装分、本件貸付金の回収偽装額、本件貸付金の残高及び貸倒引当金の計上額等の推移は下表のとおりである。

(百万円)

決算期	広告宣伝費	うち仮装広告 宣伝費(税込)	本件貸付金 回収偽装額	本件貸付金 残高	担保株式 時価	貸倒引当金
2015年3月期	1,101	20	20	1,180	1,053	126
2016年3月期	1,222	240	240	940	847	92
2017年3月期	718	432	240	700	609	90
2018年3月期	757	504	240	460	464	0
2019年3月期	609	400	240	220	353	0

2015年3月期及び2016年3月期では、仮装広告宣伝費の全額が本件貸付金の回収偽装に充てられているが、2017年3月以降は、当該回収以外の用途不明金が発生している状況がうかがえる。

また、こうした回収偽装の開始後も本件貸付金の債権評価の方針に変更はなく、本件貸付金残高のうち、担保株式の時価でカバーできない差額の全額を貸倒引当金として計上する処理が継続された。

#### (6) 本件貸付金が一括返済された経緯・状況

2015年弁済契約書では、本件貸付金の分割回収は2020年2月までと合意されており、2020年3月期においても2019年4月及び同年5月には、従前どおり、それぞれ20百万円の回収偽装が行われた。これにより、本件貸付金の残高は180百万円となったが、翌月2019年6月に当初の予定より早期に一括弁済されるに至った。

この一括弁済に至った詳しい経緯は不明であるが、2018年9月に<D氏>が他界した後、当社は、同年11月から2019年5月まで月額20百万円の用途不明金を計画的とも思

われる態様にて支払いを行ったうえで、2019年5月13日開催の取締役会決議を経て、同氏の相続人代表との間で、同氏が担保提供した当社株式2,266千株のうち、190千株を売却して本件貸付金に充当する(この売却及び充当は、当該190千株の対価を使途不明金から支払った2016年9月に合意されている。)とともに、〈乙社〉が残額を2019年6月28日までに一括返済する旨を合意する2019年5月14日付「担保処分に関する覚書」を締結した。

こうした経緯により、当社は担保提供されていた当社株式190千株を売却して証券会社から入金された29百万円を本件貸付金の支払いに充当するとともに、残額の151百万円を〈乙社〉から直接回収した。そして、当該151百万円については、①当社が2019年6月に広告宣伝費を仮装して〈甲社〉を介して〈乙社〉に支払われた資金40百万円、②同様にして、2019年5月以前に〈甲社〉に対して支払われた後、当社に開設された〈C氏〉名義の取引証拠金口座及び〈C氏〉個人の銀行口座を経由して再び〈乙社〉に還流した111百万円が原資となって当社に還流している。

#### (7) 本件貸付金の回収偽装の総括

上記のとおり、当社は、海南監査法人による担保権実行と残額の貸倒損失処理の指導を契機として、〈H氏〉の意向を受けた〈I氏〉と〈F氏〉等役員・幹部職員が中心となり、担保権の実行を回避して本件貸付金を処理するために2015年3月期以降に本件貸付金の回収偽装に及んだことが認められる。本件貸付金は既に担保株式でカバーできない部分につき全額貸倒引当金を計上済みであり、貸倒引当金の計上を回避して利益操作をする意図はうかがえないものの、〈H氏〉の意向に沿って〈D氏ら〉が差し入れた株式担保の実行を回避するために回収偽装のスキームを考案している。

〈H氏〉が担保権の実行を頑なに拒んだ意図は明らかではないが、〈H氏〉にとって〈D氏〉は業界の師匠筋的な存在であり、〈H氏〉は担保権の実行により〈D氏〉に損失が発生することを極力回避したい意向をもっていた可能性(更には、当該担保提供自体が本件貸付金の価値保全を装うために〈H氏〉が〈D氏〉に依頼した可能性も否定できない。)があり、こうした可能性は〈D氏〉の他界後に、〈D氏〉に190千株の株式相当代金を支払ったうえでこれのみを担保実行を行うこと(但し、この担保実行は2016年9月に合意されている。)を約したうえで、当社が当該株式の担保権を実行して本件貸付金の回収を図っている事実とも符合する。

上記第4の2(2)記載の当社から広告宣伝費を仮装して流出した資金1,826百万円のうち、1,171百万円が本件貸付金の回収の名目で当社に還流している(残額29百万円は表面的には担保実行により充当している。)。しかし、広告宣伝費を仮装して社外流出した当社資金には、これ以外の用途に使用されたものがあり、これらの資金使途等の調査結果を以下で述べる。

#### 4. 顧客資金の流用による委託者未収入金の回収偽装と補填

##### (1) 本件貸付金の回収偽装以外の当社資金の資金使途の概要

上記第4の3(7)記載のとおり、当社による広告宣伝費を偽装した支出は本件貸付金の分割返済の回収偽装を目的として2015年3月に開始されたが、2017年3月期以降は、当該分割返済の回収偽装に必要な資金以上の金額が流出していた。

当委員会が資金使途を調査した結果、これらの資金は、<D氏>からの当社株式買取りなどに使用された一部を除き、当社が回収困難な貸倒引当金計上済みの委託者未収入金の回収を偽装して貸倒引当金の戻入益により利益操作を行うため、別の顧客の取引証拠金口座の資金を無断流用し、それによって生じた当該別の顧客の取引証拠金残高の不足分を補填するために使用されていることが判明した。

##### (2) 当社の取引証拠金口座への入出金の状況

当社による広告宣伝費を偽装した支出はその全額が<甲社>から<乙社>に送金され、同社から当社に開設された■■■■氏(以下「<K氏>」という。)、<G氏>及び<C氏>の名義の各取引証拠金口座に入金されている。

<K氏>は当社の顧客として扱われている。一方、上記第4の3(1)記載のとおり、<G氏>と<C氏>は<乙社>の役職員であるとともに、旧あしたば商品や当社の出身者でもある。<G氏>と<C氏>の取引証拠金口座は、取引実績がなく入金のみが繰り返されており、両名の口座は、当社の依頼により開設された借名口座であり、実際には当社が当該口座の管理を行っていたものと認められる。

上記3名の取引証拠金口座への入出金の状況は下表のとおりである。

(円)

決算期	口座名義	入金	出金
2017年3月期	K	32,400,000	【記載省略】
	G	60,000,000	59,900,000
	C	139,900,000	62,285,000
2018年3月期	G	449,688	-
	C	264,000,000	245,000,000
2019年3月期	C	160,000,000	100,000,000
2020年3月期	G	-	549,688
	C	150,413,713	307,000,000
合計	K	32,400,000	【記載省略】
	G	60,449,688	60,449,688
	C	714,313,713	714,285,000

### (3) <K氏>名義の取引証拠金口座へ入金された資金の使途

<K氏>名義の取引証拠金口座には、<乙社>から 32 百万円が現金で<F氏>を介して 2016 年 5 月に入金されているが、これは、当社が 2010 年 10 月以降に<K氏>名義の当該口座から継続的に無断流用して別の顧客の委託者未収入金に充当していたことから、その流用分を補填するために支払われたものである。

ここでは<K氏>名義の取引証拠金口座に直接入金されたが、これ以降は下記(4)記載のとおり、<G氏>及び<C氏>の借名の取引証拠金口座を介して取引証拠金口座間の取引として処理した状況が認められる。

### (4) <G氏>及び<C氏>の借名名義へ入金された資金の使途

<G氏>及び<C氏>の借名口座に入金された資金については、<C氏>の口座に残った 28,713 円を除き、全て出金されているが、その出金方法は、<C氏>名義の口座から振込送金で出金された以下の 2 つの取引を除き、全て現金出金されている。

- ① 2016 年 9 月 21 日に出金された資金 59 百万円は、<D氏>の要請に応じて、同氏が本件貸付金の担保として差し入れていた当社株式のうち 190 千株を当社が買取ることになり、その対価として<C氏>個人の銀行口座を経由して<D氏>に支払われた。
- ② 2019 年 6 月 19 日に出金された資金 111 百万円は、<C氏>個人の銀行口座を経由して、上記第 4 の 3(6)記載の本件貸付金の最終弁済の原資として使用された(但し、弁済充当後の残金 64,025 円は再び<C氏>個人の口座に還流している。)

他方、それ以外の出金(<G氏>の口座から<C氏>の口座へ移動した 40 百万円を除く)564 百万円については、<G氏>及び<C氏>の借名口座から現金出金されているものの、当社の指示に従った受領書の署名・押印等の手続が行われて顧客 15 名の取引証拠金口座に入金され、さらに複数の取引証拠金取引口座を介在させるなどし、最終的には顧客 6 名の取引証拠金口座に入金されていることが判明した。

当社は、顧客に対する回収困難な委託者未収入金の回収偽装を行うため、別の顧客の取引証拠金口座から無断流用する顧客間の取引証拠金口座間の入出金取引を繰り返していたが、上記顧客 6 名の取引証拠金口座への入金も、そうした回収偽装のために行った流用を補填する目的で行われた。また、上記(3)記載の<K氏>の口座への入金も同様に委託者未収入金の回収偽装を行うための流用を補填する目的で行われたことが認められる。

### (5) 顧客の証拠金を無断流用した委託者未収入金の回収偽装

委託者未収入金とは、委託者の取引等により証拠金残高が不足した場合に当社が委託

者から回収すべき債権である。顧客は取引開始時に取引証拠金口座に入金を行い、利益が生じれば証拠金口座の残高は増加し、損失が発生すれば証拠金口座の残高が減少する。取引により損失が発生し証拠金口座の残高がマイナスとなった時点で、当社の顧客に対する委託者未収入金が発生する。顧客は当社に対して不足分を入金しなくてはならず、一定の期日を経過すると当社は立替金請求権を有することとなるが、顧客が支払不能な場合、当社は必要に応じて顧客との間で弁済契約書を締結する<sup>3</sup>。

委託者未収入金については顧客管理部がモニタリングしており、異常な入金等があれば必要に応じて営業店への問い合わせを行っている。

上記(4)記載のとおり、<G氏>及び<C氏>の借名口座の資金は、委託者未収入金の回収偽装のために行った別の顧客の取引証拠金口座の資金流用の補填に充てられている。こうした状況を踏まえ、当初行われた委託者未収入金の回収偽装の時期や金額等について、当委員会が過去に遡って調査した結果、本件調査対象期間において、以下の回収偽装が確認された(これ以外に本件調査対象期間の前に行われた2011年の回収偽装など93百万円が確認された。)

2014年3月31日 7件の顧客口座について合計317百万円の回収偽装

2015年3月30日 6件の顧客口座について合計185百万円の回収偽装

2014年3月末と2015年3月末の上記13件の顧客口座に係る委託者未収入金の発生時期は、最も古いもので1993年、最も新しいもので2010年といずれも長期間未回収の状況にあり、既に貸倒引当金が全額計上されていた。しかし、期末の最終日の回収偽装により、2014年3月期に450百万円、2015年3月期に368百万円の貸倒引当金の戻入益が発生している。

#### (6) 委託者未収入金の回収偽装と補填の関与者

2014年3月期と2015年3月期に行われた当社による顧客の取引証拠金口座の資金を無断流用した委託者未収入金の回収偽装は、<H氏>が当社の会長として収益目標の達成を厳しく求めていたことを受けて、委託者未収入金の貸倒引当金の戻入益による利益操作を意図して、当時の代表取締役社長であった<I氏>らが、関係者に直接指示する形で実施されている。すなわち、<I氏>らは、業務部の担当者に内線電話により直接口頭で資金流用する顧客名や回収偽装の対象となる顧客名、金額等を具体的に指示し、当該担当者は、関係する支店の担当者に電話連絡で当該指示を伝達することにより、支店の担当者は、伝票上の処理だけで顧客の取引証拠金口座間の入出金の処理を行っていた。

なお、指示を受けた業務部担当者や支店担当者は、明らかに通常の業務フローから逸

<sup>3</sup> 貸倒引当金の計上は顧客との弁済契約の有無により異なるが、弁済契約が存在しない場合で1年以上経過したものは全額につき貸倒引当金が計上された。

脱した処理を求める指示であったにもかかわらず、上司への相談や報告の必要性を感じることなく当該指示に盲目的に従った状況が認められる。

取引証拠金口座において入出金があった際には、業務部が取引報告書を顧客に送付することとされていたが、流用を行った口座については意図的に破棄されていた。また、月末には業務部が顧客に残高照合通知書を送付することとされていたが、流用を行った口座については業務システム部が偽造した残高照合通知書を業務部が顧客に送付していたことにより顧客からの照会等により発覚に至ることはなかった。こうした隠蔽工作は、社長から担当者に対する直接的な指示により実行され、担当者は上司に相談することなく指示に盲目的に従っていた。

他方、委託者未収入金の回収偽装により流用した顧客の取引証拠金取引口座への補填は、2016年10月に当社の代表取締役社長に就任した<B氏>の指示により行われている。<B氏>は、2015年3月から開始されていた本件貸付金の回収偽装を目的として行われた<甲社>に対する広告宣伝費を仮装した支払いの金額を、社長就任後の2017年3月期から増額して裏金を捻出し、前経営陣の負の遺産ともいえる顧客の取引証拠金口座の流用の穴埋めとして補填を企図したことがうかがえる。

## 5. 本件発覚の経緯

当社の<乙社>に対する本件貸付金1,500百万円の資金使途は、当委員会の調査によっても実態の解明に至らなかったが、当社の取締役会では、<乙社>に対する事業資金の貸付として審議されているに過ぎず、資金使途について議論された形跡はない。

また、その後の本件貸付金の回収遅延により締結された2006年弁済契約書、2008年弁済契約書及び2015年弁済契約書も取締役会決議は行われているものの、取締役会で実際の資金使途が明らかとされた形跡はなく、提出された議案を取締役会が形式的に追認している状況がみられる。

加えて、2015年3月期以降に<甲社>に対して広告宣伝費の名目で支出した資金による本件貸付金を回収偽装することについても、これを認識していたのは<H氏>、<I氏>、<B氏>及び<F氏>らといったごく一部の役員・幹部職員に限られ、取締役会で議論された形跡はない。当委員会が実施したアンケート調査によると、当社の本部の役職員のなかには広告宣伝費の異常性を認識していた者もいたことがうかがわれるが、何らかの指摘や内部通報を行うなどして対応した形跡は見当たらない。

他方、顧客名義の取引証拠金口座の資金の無断流用と委託者未収入金の回収偽装については、上記4記載のとおり、明らかに業務フローから逸脱した処理であったが、当社では、顧客の取引証拠金口座の入出金状況に対する日常的なモニタリングは実施しておらず、顧

客からの照会もなかった模様である。長期間回収困難だった委託者未収入金の返済が期末に突如行われる点は異常で、2016年3月期以降においては委託者未収入金の回収偽装が行われなくなった模様であるが、その時点で重要なコンプライアンス違反として当社としての対応がとられた形跡はうかがわれない。

こうした状況のなか、監督官庁からの指摘という外部的な要因により、〈乙社〉に対する本件貸付金の回収偽装が判明し、本件の発覚に至っている。

## 第5 類似取引・事象の調査結果

### 1. 類似取引・事象の調査方針

当委員会の調査で確認された上記第4記載の事実関係の特徴を踏まえ、同種の取引を検出する観点から調査を実施するとともに、デジタル・フォレンジック調査及びアンケート調査を実施した。

### 2. 広告宣伝費に関する調査

当委員会は、＜甲社＞に対して広告宣伝費を仮装した資金が社外流出して本件貸付金の回収偽装に使用されている状況を踏まえ、当社におけるその他の異常な広告宣伝費の有無の調査を実施した。

＜甲社＞以外の業者に対する広告宣伝費は＜甲社＞に比較すれば少額であるが、その中でも支払いが比較的大きかった取引先の請求書を閲覧して内容を確認した。

その結果、15秒テレビスポット複数本に対する広告宣伝費用であること、本数、放送時間帯も明確になっており、特に異常は検出されなかった。

### 3. ＜乙社＞との間の貸付以外の取引の調査

当社と＜乙社＞との間には、本件貸付金を含む貸付取引以外にも絵画関係の取引が行われていたため、当委員会は、当該取引の実在性を調査した。

当社と＜乙社＞の間では、当社が全47点の絵画のリースを受ける契約が2010年7月1日付で締結されており、同契約に基づいて当社から＜乙社＞に対して継続的にリース料月額489千円が支払われていた。また、2010年7月以前から絵画のリース料月額289千円(2018年10月からは月額200千円)が継続的に支払われていることが確認された。これらに加え、2006年10月には、当社が＜乙社＞から絵画3点を合計8百万円で購入した取引も行われている。

当委員会は、絵画のリース料や購入価格の妥当性は検証できなかったものの、これらの絵画は当社の総務部が管理簿を作成して管理されている上、当社の東京本店内に所在する絵画は実物も確認でき、取引の実在性を疑わせる事象は検出されなかった。

### 4. その他の委託者未収入金の回収偽装の調査

当委員会は、顧客の取引証拠金口座の資金の無断流用を過去に遡って調査したところ、当社が委託者未収入金920百万円に対する貸倒引当金の計上を回避するため、別の顧客の取引証拠金口座から無断流用した資金920百万円を利用して2006年3月末に回収偽装を行っていることが判明した。その後、回収偽装した資金を引き出して元の顧客の取引証拠金口座に入金されるとともに回収偽装された全額が2006年5月に委託者未収入金として再計上され、翌期以降に貸倒損失が計上されて処理されるとともに、その一部は上記第4の4(5)記載の2015年3月の回収偽装に充てられ、最終的には損失処理された。

当委員会の調査により、それ以外にも顧客の取引証拠金口座の異常な入出金が検出された。しかし、当委員会に与えられた時間的制約に加え、本件調査対象期間より過去の事象で証拠が十分に収集できず、全容の解明には至らなかった。

なお、当委員会は、2006年3月期の利益操作については、主導者を確認するべく調査を実施したが、事実認定に足る証拠は得られなかった。

## 5. デジタル・フォレンジック調査

当委員会は、上記第2の4(4)記載のとおり、<I氏>、<B氏>及び<F氏>ら本件に関与した疑いのある関係者を対象としたデジタル・フォレンジック調査を実施したが、当委員会が把握していない新たな類似取引・事象は検出されなかった。

## 6. アンケート調査

当委員会は、上記2の4(5)記載のとおり、2020年4月現在の当社の全従業員(但し、休職その他の理由により回答が困難な者を除く。)240名を対象としたアンケート調査を実施し、219名から回答を得たが、当委員会が把握していない新たな類似取引・事象は検出されなかった。

## 第6 当社の財務諸表等への影響

### 1. 前提となる問題点の検討

#### (1) <乙社>に対する本件貸付金の実在性

上記第4の3(3)記載のとおり、当委員会の調査で2004年12月20日に実行された本件貸付金1,500百万円の金銭消費貸借契約書は確認されていない。しかし、海南監査法人は当初の金銭消費貸借契約を現認した旨を当委員会のヒアリングにおいて説明していることに加え、その後に2006年弁済契約書、2008年弁済契約書及び2015年弁済契約書がそれぞれ締結されていることなどからすると、当社と<乙社>との間における金銭消費貸借契約は法的に有効に成立していると考えるのが妥当であり、本件貸付金の実在性を否定すべき事情は見当たらない。

本件貸付金の資金用途については当委員会の調査でも解明に至っていないが、それによっても当社の<乙社>に対する金銭消費貸借契約に基づく債権が有効に成立したこと自体は左右されないと考えられる。

#### (2) 本件貸付金に対する株式担保の有効性

上記第4の3(3)(4)記載のとおり、少なくとも2006年4月1日付の2006年弁済契約書(当社株式1,908千株の担保提供と一部弁済時の400千株返還を合意)、2008年10月6日付の2008年弁済契約書(当社株式2,266千株の担保提供を合意)及び2015年3月9日付の「有価証券質権設定契約書」(当社株式2,266千株に対する質権設定を合意)により、<D氏ら>が保有する当社株式が本件貸付金の担保として提供する合意がなされている。しかし、当委員会の調査では、2009年1月の上場株式の電子化前の当社株式に対する担保権の対抗要件具備までは確認できなかった。

この点、上記第4の3(3)記載のとおり、本件貸付金の資金用途は当社の委託者証拠金の徴収不足の補填にあった可能性も考えられ、財務健全化を装うため本件の株式担保は本件貸付金が保全されていると見せかけるための工作であったという仮説も成り立ち、反対債権(<D氏ら>に対する連帯保証債権)もありながら配当が支払われた事実、複数回にわたり代表取締役外役付取締役が<H氏>の指示により担保解除の確認書を<D氏ら>に差し入れていること、後記(4)記載のとおり190千株が買い取られた際に当該株式に限り担保実行すると合意されていること等当該仮説に沿う事実等もあるが、当委員会の調査では株式担保の法的有効性を否定するに足る証拠までは得られなかった。

こうした状況から、本件貸付金に対する株式担保の有効性には疑念が残ると言わざるを得ないが、少なくとも2015年3月に本件貸付金の回収偽装を開始した際の<I氏>・<F氏>らは、担保権が有効であるとの認識のもとで海南監査法人の指摘への対応を検討した経緯があることに加え、上記担保解除の差入文書は、<D氏ら>と<H氏>外一部の取締役との道義的な合意に過ぎないと解する余地もあり、引き続き対抗要件が具備されていた事実を鑑みれば、法的効力がないとまでは断言できず、その時点までに株式担保の有効

性を否定した会計処理を行うべきであったとまではいえない。

### (3) 本件貸付金の債権評価

本件貸付金の債権評価については、当社は、2005年3月期と2006年3月期は短期貸付金として貸倒引当金を計上しなかったものの、2007年3月期以降は破産更生債権等に振り替えた上、担保株式でカバーされない不足分につき全額貸倒引当金を計上する処理を継続していた。

この点、上記第4の3(3)記載のとおり、本件貸付金の資金使途は当社の委託者証拠金の徴収不足の補填で<D氏ら>により提供された株式担保は本件貸付金が適正に保全されていると見せかけるための工作であったという仮説を前提とすると、当社は、当初から本件貸付金はほぼ回収不能で担保権の実行による回収も想定していなかった可能性も考えられるが、上記(2)記載のとおり、当委員会の調査では、担保権の法的有効性を否定するに足る証拠までは得られていない。

他方、少なくとも2015年3月当時の<I氏>と<F氏>は、本件貸付金に対する株式担保の実行は実際上困難との認識を有していたことがうかがえるものの、担保権実行により回収と貸倒損失の計上の必要性を海南監査法人から指摘され、担保権の法的効力については法律専門家に相談することなく、上記担保解除の確認書を踏まえ、<H氏>の意向を最優先して、担保権を行使せずに本件貸付金の回収を断念して回収偽装を行う判断を行い、<乙社>及び<D氏ら>にこれを説明したうえで2015年弁済契約書を締結した事実が認められる。

そうすると、本件貸付金については、遅くとも2015年3月には全額回収不能になったと評価すべきである。

### (4) <D氏>からの当社株式の取得

上記第4の4(4)①記載のとおり、<甲社>に対する広告宣伝費の名目で社外流出して<乙社>を介して<C氏>の取引証拠金口座に入金された資金のうち、59百万円は2016年9月21日に出金され、<D氏ら>が本件貸付金の担保として差し入れていた当社株式のうち190千株を当社が買取る対価として<C氏>個人の銀行口座を経由して<D氏>に支払われている。

その後、この当社株式190千株については、上記第4の3(6)記載のとおり、当該株式買取りがなされた際の合意に従い、本件貸付金が最終的に一括弁済された際に当社が担保権を実行して29百万円で売却されて本件貸付金の支払いに充当されている。

当社による自己株式の取得は名義書換が行われおらず、法令上必要となる自己株式取得の手続も履践されていないことに加え、当社では、こうした自己株式の取引の会計処理も行われていなかったが、会計上は自己株式の取得として処理したうえで、資本取引として適正に会計処理するべきである。

## 2. 当社の財務諸表への影響額

上記1記載の検討結果を前提として、当委員会の調査で判明した事実関係を本件調査対象期間の当社の財務諸表に反映させた場合の影響は以下のとおりである。

### (1) <甲社>に対する広告宣伝費の会計処理

当社の<甲社>に対する広告宣伝費については、一部実態のない取引が含まれていたことを踏まえ、下表の修正を行うべきと認められる。

(千円)

決算期	公表済広告宣伝費	仮装広告宣伝費	本来計上すべき広告宣伝費
2015年3月期	1,368,487	18,518	1,349,968
2016年3月期	1,411,349	222,222	1,189,127
2017年3月期	780,761	432,400	348,361
2018年3月期	822,822	504,000	318,822
2019年3月期	680,766	400,000	280,766
2020年3月期	-	229,800	-
第3四半期累計	-	229,800	-
合計	-	1,806,940	-

※2020年3月期第3四半期累計期間の広告宣伝費は未公表であるため記載していない。

### (2) <乙社>に対する本件貸付金の期末残高等の会計処理

当社が計上していた<乙社>に対する本件貸付金の期末残高等については、<甲社>に対する広告宣伝費名目で流出した資金が還流して回収偽装が行われていたことを踏まえ、下表の修正を行うべきと認められる。

(千円)

決算期	期末残高	回収偽装額	回収偽装累計額	本来計上すべき期末残高
2014年3月期	1,200,000	-	-	1,200,000
2015年3月期	1,180,000	20,000	20,000	-
2016年3月期	940,000	240,000	260,000	-
2017年3月期	700,000	240,000	500,000	-
2018年3月期	460,000	240,000	740,000	-
2019年3月期	220,000	240,000	980,000	-
2020年3月期	-	220,000	1,200,000	-
第3四半期累計	-	220,000	1,200,000	-
合計	-	1,200,000	-	-

### (3) <乙社>に対する本件貸付金の債権評価の会計処理

当社が計上していた<乙社>に対する本件貸付金については、上記第6の1(3)記載の債権評価を踏まえ、下表の修正を行うべきと認められる。

(千円)

決算期	本件貸付金の期末残高	貸倒引当金計上額	差引当期貸倒引当金繰入額(△は戻入額)	本来計上すべき貸付金期末残高	本来計上すべき貸倒引当金繰入額/貸倒損失
2013年3月期	1,200,000	-	△196,162	1,200,000	-
2014年3月期	1,200,000	275,472	275,472	1,200,000	275,472
2015年3月期	1,180,000	126,310	△149,162	-	924,528
2016年3月期	940,000	92,516	△33,794	-	-
2017年3月期	700,000	90,446	△2,070	-	-
2018年3月期	460,000	-	△90,446	-	-
2019年3月期	220,000	-	-	-	-
2020年3月期 第3四半期累計	-	-	-	-	-

※当委員会は、上記第6の1(3)記載のとおり、本件貸付金は遅くとも2015年3月期に全額回収不能と評価すべきと認定しているが、上表は、1,200百万円全額の貸倒損失が2015年3月期に帰属する前提で作成している(2014年3月期に計上されていた貸倒引当金275百万円を差し引いた影響額は924百万円となる。)

また、上記第6の1(2)記載のとおり、本件貸付金の株式担保の有効性を否定することはできないため、2014年3月期は担保価値でカバーできない不足分の貸倒引当金275百万円の計上が必要となる。

### (4) 委託者未収入金の回収偽装に係る会計処理

当社が2014年3月期と2015年3月期に行った委託者未収入金の回収偽装により、貸倒引当金の戻入益が過大計上されていることを踏まえ、下表の修正を行うべきと認められる。

(千円)

決算期	計上済貸倒戻入益	回収偽装額	本来計上すべき貸倒引当金戻入益
2014年3月期	450,182	317,277	132,905
2015年3月期	368,499	185,022	183,477

### (5) 自己株式の取引に係る会計処理

上記第6の1(4)記載のとおり、当社は、<D氏>から自己株式を取得し、売却する取引を行っているが、これらの取引について当社は会計処理を行っていないことから、資本取引と

して下表の会計処理を行うべきと認められる。

(千円)

決算期	本来計上すべき自己株式取得額	本来計上すべき自己株式処分損
2017年3月期	59,285	-
2020年3月期 第3四半期	-	30,220

(6) 当委員会の調査結果を反映させた各期の損益及び純資産影響額

上記(1)~(5)記載の当委員会の調査結果を当社の財務諸表に反映させた場合の期別の影響額は下表のとおりである。

(千円)

	2014年3月期	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期 第3四半期累計
広告宣伝費の過大計上	-	18,518	222,222	432,400	504,000	400,000	229,800
貸倒引当金繰入額/貸倒損失の過少計上(本件貸付金)	-	△924,528 △149,162	△33,794	△2,070	△90,446	-	-
貸倒引当金戻入益の過大計上(委託者未収入金)	△317,277	△185,022	-	-	-	-	-
損益影響合計額	△317,277	△1,240,194	188,428	430,330	413,554	400,000	229,800
自己株式取得及び処分	-	-	-	△59,285	-	-	59,285
自己株式処分損	-	-	-	-	-	-	△30,220
純資産影響合計額	△317,277	△1,240,194	188,428	371,045	413,554	400,000	258,865

※1 △はマイナスの影響として、それ以外はプラスの影響として表記している。

※2 2015年3月期は貸倒引当金戻入益149百万円が計上されていたため、これを取り消した上、上記(3)記載の貸倒損失924百万円を計上する必要がある。

※3 純資産影響合計額には税金による調整を含んでいない。

## 第7 原因分析

当委員会の調査の目的には、当社がとるべき対応（再発防止策を含む。）の提言が含まれていることを踏まえ、当委員会はその前提として本件の発生原因の分析を行った。

### 1. 歴代経営陣のコンプライアンス意識の欠如

本件は、本件貸付金の回収偽装と使途不明金に関する疑義が発覚したことに端を発しているが、それらは過去の歴代の経営陣から引き継がれた負の遺産の後始末的な事象であり、本質的には、過去から連綿と続いた経営トップの主導による経営者不正の事案である。

すなわち、当社では、顧客の取引証拠金口座の資金を無断流用して他の顧客に対する委託者未収入金の回収偽装に充てる利益操作が少なくとも2006年3月末からみられ、こうした行為は、<H氏>の意を受け、経営幹部の指示等のもと、顧客に送付する残高照合通知書の偽造など悪質な隠蔽工作を伴って2015年3月末まで断続的に続けられ、最終的に顧客の取引証拠金に対する穴埋めが必要な状況が生じている。

他方、2004年12月には経営トップの主導により<乙社>に対する本件貸付金1,500百万円が実行されたものの、2006年4月の300百万円の一部弁済後は長期間にわたって返済が先送りされ、2014年末の海南監査法人からの指摘により、当時の経営トップであった<I氏>・<B氏>らの役員・幹部職員の主導により広告宣伝費の名目で社外流出させた資金を還流させて回収偽装を行うとともに、上記取引証拠金の穴埋めに利用している。

2002年の旧あしたば商品との合併による財務状況の悪化や2005年12月の貴金属相場の大暴落により多数の顧客が損失を抱えて巨額の委託者未収入金が発生したなど当社にとって酌むべき事情もあるものの、事態の收拾のために顧客資産の流用する手口により財務情報を操作してステークホルダーを欺く手段を正当化することはできず、委託者未収入金の回収偽装に関与した経営トップのコンプライアンス意識の欠如は甚だしいといわざるを得ない。

また、<甲社>に対する広告宣伝費の名目で社外流出した資金で委託者未収入金の回収偽装で生じた取引証拠金口座の流用分を穴埋めして事態を收拾しようとした<B氏>や<F氏>についても、過去の経営陣からの負の遺産を清算する側面は否定できないものの、その手段は、海南監査法人から指摘された適正な会計処理を回避し、担保権の実行を避けて本件貸付金を存続させながら回収を偽装して実態と異なる開示を行っており、コンプライアンス意識の欠如を指摘することができる。

こうした歴代経営陣のコンプライアンス意識の欠如が今回の事態を招いたと考えられる。

### 2. ガバナンスの機能不全

当社には取締役会や監査役が設置され、相応のガバナンス体制が構築されていたものの、経営者を監視・監督する機能を果たしておらず、その結果、長期間にわたる経営者不正を可能にしている。また、本件の発覚の経緯においても当社のガバナンスが機能して自浄作用が発揮された形跡は全く見られず、監督官庁の指摘という外部的な要因によって発覚に至って

いる。

#### (1) 取締役会による監視・監督機能の問題

当社の取締役会は、全 11 名の取締役により構成されているが、社外取締役を除く全員が本部長、部長又は室長などを兼務して業務執行に携わっている。社外取締役は 2015 年 6 月に初めて選任された 1 名のみであるが、当社の元従業員で独立役員としての届出は行われておらず、活発に発言している状況もなく、執行側からの取締役会議案の事前説明など社外取締役の知見を活用しようとする当社の取組みも特段行われていない。

2005 年 3 月期には本件貸付金 1,500 百万円が実行され、2006 年 3 月期には<甲社>に対する貸付金や前払費用合計 400 百万円及び<乙社>に対する貸付金 978 百万円の債権放棄が行われている。この当時、社外取締役は選任されておらず、<H氏>が代表取締役会長として取締役会を掌握しており、2005 年 3 月期の本件貸付金の実行や 2006 年 3 月期の債権放棄についてはそれぞれ取締役会の決議が行われているものの、議案の中身について質疑が行われた形跡もない。

また、<乙社>に対する本件貸付金の回収が滞り、2006 年弁済契約書、2008 年弁済契約書及び 2015 年弁済契約書がそれぞれ取締役会決議を経て締結されているものの、本件貸付金の資金使途や回収遅延の詳しい経緯などが取締役会で質疑された形跡はない。また、2019 年 5 月の取締役会決議により<D氏>の相続人代表との間で、担保権の処分と本件貸付金の一括弁済に関する 2019 年 5 月 19 日付「担保処分に関する覚書」を締結しているが、弁済に至る詳しい経緯は質疑された形跡はない。

このように取締役会による監視・監督はほぼ全くといっていいほど機能していない。

#### (2) 監査役による監視・監督機能の問題

上記第 3 の 7 記載のとおり、当社は監査役会設置会社である。2015 年 3 月期に 1 名の常勤監査役が退任したことにより 2016 年 3 月期は常勤監査役 1 名、社外監査役 2 名の体制となっていたが、2017 年 3 月期にはガバナンス強化を目的として常勤監査役 1 名が追加で選任され、現在は常勤監査役 2 名と社外監査役 2 名で構成されている。

しかし、現在の社外監査役 2 名は 2005 年 6 月、2011 年 6 月にそれぞれ社外監査役に就任しているが、いずれも商品先物取引関連事業の経営や業務に携わった経験がないため、業界特有の知見に基づく指摘等が行われることがなく、また社外の目線から当社のトップダウン型の判断プロセスを是正しようとする動きがとられた形跡もない。

上記(1)記載の 2005 年 3 月期や 2006 年 3 月期の監査役は現在とは人員が異なるが、活動状況は概ね同様であり、取締役会には出席しているものの、本件貸付金の実行や巨額の債権放棄などについて、取締役の善管注意義務が尽くされているかといった観点からの質問や指摘等が行われた形跡はみられない。

このように当社の監査役監査の体制は、外形上は他の上場企業と比較しても遜色がない

といえるが、監査役の取締役に対する監視・監督が機能していたとは言い難い。

### 3. ステークホルダー不在の内向きかつ閉鎖的な組織風土

上記1記載の歴代経営陣のコンプライアンス意識の欠如が大きく影響していると思われるが、当社には社外のステークホルダーを顧みることがない極めて内向きかつ閉鎖的な組織風土が醸成されていると思われる。

少なくとも 2006 年頃から断続的にみられる委託者未収入金の回収偽装については、当社にとって最も重要なステークホルダーであるはずの顧客の資産を無断流用していることに加え、別の顧客に対する委託者未収入金の回収偽装を行って当社の財務情報を偽り、投資家その他のステークホルダーをも欺いている。これらは経営トップが主導していたとはいえ、指示を受けた従業員は、経営層からの指示に盲目的に追従し、顧客に送付する報告書や残高照合通知書の破棄や偽装といった行為にまで及んでいる。世間の常識からみれば顧客や投資家を裏切る反倫理的な行為であることは明らかであるにもかかわらず、長年にわたる<H氏>を筆頭とした経営体制により、他のステークホルダーの利益を度外視してでも経営トップの意向を最優先する風潮がうかがえる。

また、2015年3月期以降の<甲社>に対する広告宣伝費の名目での資金流出についても、当社の本部の役職員のなかには広告宣伝費の異常性を認識していた者もいたことがうかがわれるが、資産流出による企業価値の毀損の社外のステークホルダーに与える影響を顧みて何らかの指摘や内部通報を行うなどして対応した形跡はなく、当社の経営層の顔色だけをうかがう行動様式となっている。

このように、歴代経営陣の経営スタイルの影響により、従業員を含めた組織全体のコンプライアンス意識が著しく麻痺し、上位下達の組織風土が醸成されたことが本件の早期発見を妨げた大きな要因といえることができる。

## 第8 再発防止策等の提言

上記第7 記載の原因分析を前提として、当委員会は、当社がとるべき再発防止策等として、以下を提言する。

### 1. 歴代経営陣に対する責任追及の検討

当委員会は、当社が適正な会計処理を行うための前提となる事実関係の確定を目的としており、本件に関与した関係者の法的責任や経営責任の追及を目的とするものではない。

したがって、個々の役員の認識や対応に対する個別の検証は行っていないものの、上記第7の1 記載のとおり、本件はコンプライアンス意識が欠如した歴代経営陣による長年にわたる不正行為が行われたことは明らかである。

そうすると、本件の再発を防止してステークホルダーからの信頼を回復するための第一歩としては、本件に関与した経営陣の責任を明確にすることにあり、当社としては、まずもって不正行為に関与した役員の経営責任及び法的責任の追及を検討すべきである。

そして、上記第7の2 記載のとおり、当社のガバナンスが機能不全に陥っている現状を踏まえると、こうした責任追及自体も客観性・公正性に疑念をもたれないよう配慮した体制で行われるべきであり、外部の有識者により構成される委員会に検討を委ねるなどそのプロセスについても慎重な検討が行われるべきである。

なお、念のために申し添えると、本報告書において不正経理等の関与者として明示的かつ具体的に言及しているが、これらの者は(<H氏>を除いて)自認し、それに沿う客観的証拠・事情が存するものであって、必ずしも、これら以外の者が関与していなかったとしているのではない。

### 2. ガバナンスの刷新

#### (1) ガバナンス体制の抜本的な再構築

当社は監査役会設置会社を採用しているが、上記第7の2 記載のとおり、取締役会はほぼ全員業務執行に関与する取締役により構成され、1名選任されている社外取締役は執行側に対する監視・監督機能を果たしているとは言い難い状況にある。また、監査役4名のうち社外監査役2名が置かれていたが、執行側を牽制する機能を果たしていた形跡はない。

こうした状況を踏まえると、①監査役会設置会社以外の体制に移行する必要性の有無、②社外取締役や非業務執行取締役を増員させることによる取締役会のモニタリングモデルへの機能変更の必要性の有無、③監視・監督機能を発揮させるために必要な社外取締役の人数、期待する役割の明確化と具体的な人選などの観点から、現状のガバナンス体制の抜本的な見直しを行い、顧客や株主といったステークホルダー重視の経営が行われることが確保されるガバナンス体制に再構築する必要性がある。

こうした検討も上記1 記載の歴代経営陣に対する責任追及と同様、現状の取締役会では客観性・公正性に疑念をもたれる恐れがあるため、外部の有識者を加えたガバナンス検討

委員会を設置して検討を委ねるなどして客観性・公正性に疑念をもたれないプロセスにより行われる必要がある。

なお、現状、社長直轄の内部監査室の室長が取締役を兼務しているが、こうした体制で取締役としての社長に対する監視・監督が適切に果たせるのかという点も同時に検討することが望ましい。

## (2) 旧経営陣の影響を排除するためのガバナンス強化

当社のガバナンスが機能不全に陥った一因としては、経営陣が交代しても実質的な創業者としてカリスマ的な存在だった<H氏>をはじめとする旧経営陣の意向や方針を引き継いだ経営が行われていたことにある。したがって、再発防止の観点では、旧経営陣の影響を排除するためのガバナンス強化が重要となる。

この点、<H氏>が2020年3月末に退任するまで非常勤顧問として、XXXXXXXXXX（元代表取締役社長、現相談役）氏が現任の常勤相談役として、それぞれ現経営陣の求めに応じた助言を行っているが、こうした体制では現経営陣が過去の方針に反する経営を行うことは事実上困難となる。したがって、こうした顧問・相談役の制度を廃止するか、少なくとも旧経営陣が就任する形での制度の運用は今後禁止すべきである。本来、現経営陣に対する助言や指導は社外役員に期待すべき役割であり、そのような期待に応えられる社外役員の人選を的確に行うべきである。

また、経営トップの選任が旧経営陣の意向に影響されない形で行われるようにする体制の確保も重要である。これは上記(1)のガバナンス体制の再構築とも関連するが、仮に現状の監査役会設置会社を維持するなどして法令上の指名委員会が設置されない場合でも、任意の指名委員会や諮問委員会を設置するなどして経営トップの人選が公正かつ透明性の高いプロセスにより行われる体制を構築・運用すべきである。

## 3. 健全な組織風土の醸成

### (1) 新たな経営トップによるメッセージの発信

第7の3記載のとおり、当社には、ステークホルダー不在の内向きかつ閉鎖的ともいえるべき組織風土が醸成されている。これを改めて健全な組織風土を醸成するためには、まずもって過去のコンプライアンス違反とは無関係な新たな経営トップが当社の経営理念とコンプライアンス重視のメッセージを明確にかつ繰り返し発信することが重要である。

顧客の収益を第一に考えて資産運用に係るサービスを誠実に提供することが当社の経営理念であるならば、そうした顧客本位の経営理念のメッセージを発信する必要がある。また、当社は社会の公器ともいえる上場会社であり、株主をはじめとする市場関係者に正確な財務情報を開示する責任があることに加え、単なる法令にとどまらず社会規範を違反するだけでレピュテーションを毀損して企業価値に大きく影響を与えることもメッセージとして発信する必要がある。

また、こうしたメッセージの発信は事あるごとに継続することにより初めて組織内の価値観として共有され、組織風土の改善につながるものと考えられる。

## (2) コンプライアンスを浸透させるための取組み

上記(1)の経営トップのメッセージの内容を実際に組織内に浸透させるためには、取締役会が決議した方針に基づく内部統制システムを整備・運用する必要がある。特にコンプライアンスについては役員クラスの実行者を置き、全社的な取組みを粘り強く展開する必要がある。具体的には、①専門性やリソースを備えたコンプライアンス部門の設置、②コンプライアンスリスクの評価とその対応としての社内規程類の整備・運用、③社内での教育・研修といった取組みが重要となる。

また、内部通報制度の的確な整備・運用により、通常のレポーティングラインでは表面化しないコンプライアンス違反を把握し、公正かつ厳正な処分を行うことも社内の規範意識を育むためには重要である。また、本件のような経営者不正の再発を防止する観点からは、経営者によるコンプライアンス違反の疑いの通報先として社外役員に対する通報窓口の設置も検討に値する。

## (3) モニタリングの再構築

上記(2)記載の取組みはこれが形骸化しないようリスク管理の第三線として、被監査部門から独立した内部監査部門が運用状況等をモニタリングする必要がある。この点は、当社では、<H氏>が内部監査は形式だけ整えておけばいいといった発想で内部監査を軽視する姿勢を示していた模様であり、内部監査室は慢性的に人員が不足していた。また、従来、支店監査は調査本部によって実施されていたが、2012年から2016年に支店監査が実施された形跡はなく、支店監査の監査項目も2012年以降変更がない。内部監査の主眼は金融商品取引法上の内部統制報告制度対応に置かれており、指摘事項も押印漏れ、書類の保管状況といった軽微な指摘のみである。

本件は経営者不正であり、社長直轄の内部監査室による是正を期待するのは困難であったともいえるが、健全な企業風土を醸成するためにはモニタリングが極めて重要であり、今後は上記のような問題点を改善して内部監査を機能させる必要がある。また、本件では経営陣に対する取締役会や監査役の監視・監督は機能していなかったが、今後、上記第8の2記載のガバナンスの刷新を行った上、内部監査室のレポーティングラインとして社長とともに社外監査役を含む監査役を加えることにより、執行側に対する牽制機能を期待することができるため、再発防止の観点からはこうした制度設計も検討に値する。

## 第9 結語

当委員会においては、本件の発覚の経緯となった仮装広告宣伝費の支払は、過去に計上して回収不能となった本件貸付金及び利益嵩上げを目的とした委託者未収入金の回収偽装に伴う証拠金口座の流用の解消のために行われたものと認定したところである。

過去の不正行為の発端は、現元役員に対するヒアリングにおいても、〈H氏〉の意向によるものとの発言が複数あり、また、全従業員向けアンケートにおいても、当社は創業者でありカリスマ経営者であった〈H氏〉による「H商店」であり、「意見や提言が言えない状態が長く続いていた」等の意見が複数寄せられた。一方、〈H氏〉に対しては、高齢かつ健康上の理由からヒアリングの実施はできず、直接の指示を裏付ける客観的な証拠は乏しかったものの、上記の各供述の信用性を吟味しつつ、〈H氏〉の影響が否めないものと考えるところであり、この点は、既に記載したとおりである。

昨今、官民を問わず、組織の中の一定の権威・権力に対し、迎合し又は忖度から不正行為が行われることが発生している。組織内の一定の権威・権力に対し、個々の役職員がこれに抗うことは困難であったろうし、既に触れたとおり、本件は、仮装広告費が過去の不正行為を清算するためであったとの側面はあり、その動機は酌むべきものがないとは言わないが、その時々々の経営陣が積極的又は間接的に不正経理に加担し又は見過ごし、更に、それを隠ぺいするために仮装広告費という不正な方法にて解決しようとしたことは、経営陣としての責任を放棄したものとして批判されるべきであることは言うまでもない。

本件貸付金の発生時期も16年前にさかのぼり、また、使途不明金に関しては、当初、当社からは的確な情報・資料の提出もなく、初期段階において本調査は難航したが、最終的には、当社の自主的な情報提供等により、ある程度の事実を踏み込めたものである。すなわち、当社においても、本調査の過程において、必ずしも充分といえないまでも、不都合な真実を直視し、責任回避を行わないとする確固たる姿勢が垣間見られたことは、当社の将来にとっての微光であるとも感じている。

本調査は、COVID-19(新型コロナウイルス感染症)の蔓延の最中に開始され、その後、政府により緊急事態宣言が発せられ、外出、会合、在宅勤務等による事業活動の自粛が要請されるなど厳しい環境にて実施されたものであり、その中で、全従業員アンケートでは本調査及び当社の今後(自らの生活)に対する不安が切実に訴えられており、このような身体的心理的にも過重な負担に耐えながら、膨大な資料の整理、OBを含むヒアリング対象者への連絡等を行われた役職員に対しては、この場を借りて感謝申し上げるものである。

全従業員アンケートによれば、過半数の従業員が外部監査体制や相談・通報窓口等の外

部の目の導入の必要性を、更には、その 4 割が内部統制許可や規定整備等のルールによる経営の必要性をそれぞれ指摘することから、当社の根源的な問題点である属人的統治からルールによる統治への移行を正しく理解しているとも見受けられる。

したがって、当社、特に経営陣においては、本調査及び本報告書を契機に、主体的かつ客観的にガバナンスの刷新・強化を行い、従業員、顧客、その他ステークホルダーの負託にこたえられるよう切に希望しかつ期待して、本報告書の結びとする。

以上